

カードローン「バンクイック」 規定変更のお知らせ

平成 28 年 2 月 29 日(月)より、カードローン「バンクイック」ローン規定および同カード規定を
下表のとおり変更いたしますのでお知らせします。

1. ローン規定

現行	変更後
<p>第 8 条(返済期日)</p> <p>1. この取引による当座貸越の返済期日は、次の各号のいずれかとし、返済期日における約定返済額の支払いを約定返済ということとします。なお、次の各号による返済期日が当行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。</p> <p>(1) 35 日ごとの返済</p> <p>新規に借り入れた場合(借入時点においてこの取引の貸越元利金等がない場合。貸越元利金等が 1 千円未満で第 3 項により返済期日が定められていない場合の追加借入を含む。)の返済期日は、借入日の翌日から起算して 35 日目とします。2 回目以降の返済期日は、直前に約定返済額の支払いをした日の翌日から起算して 35 日目とします。また、追加借入をしても返済期日は変わらないものとします。</p> <p>(2) 毎月指定日返済</p> <p>借主の希望する毎月の一定期日(以下「指定日」という。)とします。</p> <p>2.借主は、返済期日前であっても預入払出機または振込返済による約定返済額の支払いができるものとします。この場合の次回返済期日は、35 日ごとの返済の場合は約定返済額の返済期日前の支払いをした日の翌日から起算して 35 日目とし、また毎月指定日返済の場合は従前の返済期日の翌月の指定日とします。ただし、毎月指定日返済の場合で、かつ、返済期日 15 日以上前に約定返済額の返済期日前の支払いをしたときは従前の返済期日は変更されません。</p> <p>(3. 略)</p>	<p>第 8 条(返済期日)</p> <p>1. この取引による当座貸越の返済期日は、次の各号のいずれかとし、返済期日における約定返済額の支払いを約定返済ということとします。</p> <p>(1) 35 日ごとの返済</p> <p>新規に借り入れた場合(借入時点においてこの取引の貸越元利金等がない場合。貸越元利金等が 1 千円未満で第 3 項により返済期日が定められていない場合の追加借入を含む。)の返済期日は、借入日の翌日から起算して 35 日目とします。2 回目以降の返済期日は、直前に約定返済額の支払いをした日の翌日から起算して 35 日目とします。また、追加借入をしても返済期日は変わらないものとします。なお、返済期日が当行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。</p> <p>(2) 毎月指定日返済</p> <p>借主の希望する毎月の一定期日(以下「指定日」という。)とします。なお、指定日が当行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。</p> <p>2. 借主は、返済期日前であっても預入払出機または振込返済による約定返済額の支払いができるものとします。この場合の次回返済期日は次の各号のとおりとします。</p> <p>(1)35 日ごとの返済</p> <p>返済期日前の支払いをした日の翌日から起算して 35 日目とします。なお、返済期日が当行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。</p> <p>(2)毎月指定日返済</p> <p>返済期日前の支払いをした日の翌日から起算して 45 日間の内、より後の指定日が返済期日となります。なお、指定日が当行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。</p> <p>(3. 略)</p>

<p>第9条(約定返済額)</p> <p>(1.(1) 略)</p> <p>(2) 第6条に基づく貸越利率が15.0%未満の借主の約定返済額</p> <p>① 平成25年3月25日以降に基本契約を締結し、利用限度額が200万円超で、かつ第6条に基づく貸越利率が8.1%以下の借主の場合。なお、平成25年3月25日より前に基本契約を締結し、利用限度額が200万円超で、かつ第6条に基づく貸越利率が8.1%以下の借主であって、当行が約定返済額の変更を審査のうえ認めた場合も同様とする。</p>	<p>第9条(約定返済額)</p> <p>(1.(1) 略)</p> <p>(2) 第6条に基づく貸越利率が15.0%未満の借主の約定返済額</p> <p>① 平成25年3月25日以降に基本契約を締結し、第6条に基づく貸越利率が8.1%以下の借主の場合。なお、平成25年3月25日より前に基本契約を締結し、第6条に基づく貸越利率が8.1%以下の借主であって、当行が約定返済額の変更を審査のうえ認めた場合も同様とする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>借入金額</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千円未満</td> <td>貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が1千円を超える場合は1千円。</td> </tr> <tr> <td>1千円以上10万円以下</td> <td>1千円</td> </tr> <tr> <td>10万円超20万円以下</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td>20万円超の場合</td> <td>借入金額が10万円増すごとに1千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合3千円、30万円超40万円以下の場合4千円)</td> </tr> </tbody> </table>	借入金額	約定返済額	1千円未満	貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が1千円を超える場合は1千円。	1千円以上10万円以下	1千円	10万円超20万円以下	2千円	20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに1千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合3千円、30万円超40万円以下の場合4千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>借入金額</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千円未満</td> <td>貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が1千円を超える場合は1千円。</td> </tr> <tr> <td>1千円以上10万円以下</td> <td>1千円</td> </tr> <tr> <td>10万円超20万円以下</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td>20万円超の場合</td> <td>借入金額が10万円増すごとに1千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合3千円、30万円超40万円以下の場合4千円)</td> </tr> </tbody> </table>	借入金額	約定返済額	1千円未満	貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が1千円を超える場合は1千円。	1千円以上10万円以下	1千円	10万円超20万円以下	2千円	20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに1千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合3千円、30万円超40万円以下の場合4千円)
借入金額	約定返済額																				
1千円未満	貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が1千円を超える場合は1千円。																				
1千円以上10万円以下	1千円																				
10万円超20万円以下	2千円																				
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに1千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合3千円、30万円超40万円以下の場合4千円)																				
借入金額	約定返済額																				
1千円未満	貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が1千円を超える場合は1千円。																				
1千円以上10万円以下	1千円																				
10万円超20万円以下	2千円																				
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに1千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合3千円、30万円超40万円以下の場合4千円)																				
<p>上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。</p> <p>(② 略)</p> <p>(2.~4. 略)</p>	<p>上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。</p> <p>(② 略)</p> <p>(2.~4. 略)</p>																				

2. カード規定

現行	変更後
<p>第6条(届出事項の変更、カード紛失・盗難、カード再発行等)</p> <p>1. 暗証番号を変更する場合には、当行所定の方法により届出を行ってください。この場合、カードは再発行になりますので、変更前カードは磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。</p> <p>(2.~4. 略)</p>	<p>第6条(届出事項の変更、カード紛失・盗難、カード再発行等)</p> <p>1. 暗証番号を変更する場合には、当行所定の方法により行ってください。</p> <p>(2.~4. 略)</p>